

●香川県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

土庄町

2 都市計画事業の種類及び名称

土庄都市計画下水道事業 湊崎都市下水路

3 事業施行期間

平成8年12月17日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年香川県告示第858号、平成8年香川県告示第926号、平成22年香川県告示第139号及び平成26年香川県告示第96号の事業地のうち、小豆郡土庄町大字湊崎字西浜上及び字西岡を削る。

(2) 使用の部分

昭和52年香川県告示第858号及び平成26年香川県告示第96号の事業地のうち、小豆郡土庄町大字湊崎字東屋敷、字落神、字西浜上、字西岡、字五郎家前、字西屋敷及び字赤石を削る。